平成２１年（フ）第１２６７号
広島市中区羽衣町22番３号
債務者　松本　裕之
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２８０号
広島県廿日市市住吉２丁目３―27―B101、住民票上の住所広島県廿日市市住吉２丁目３番27号
債務者　村井加奈子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２８１号
広島県廿日市市住吉１丁目14番４―311号
債務者　森田　利江
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２９８号
広島市南区皆実町４丁目６番１―201号第５松本ビル
債務者　浮田　隆史
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２９９号
広島市南区皆実町４丁目６番１―201号第５松本ビル
債務者　浮田　佳子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２４号
広島市安佐南区沼田町大字伴6951番地９カーサ平本104号
債務者　小山　琢磨
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３７５号
広島市南区京橋町２番７―303号コーポ大下
債務者　山本　一孝
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３７７号
広島市中区吉島町５番12―101号
債務者　藤井　克哉
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３８３号
広島県東広島市高屋町小谷981番地273
債務者　天間　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３８４号
広島県東広島市高屋町小谷981番地273
債務者　天間ケイ子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４２０号
広島市西区田方２丁目９番24―204号
債務者　丹羽　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４３１号
広島市佐伯区利松１丁目１番７―304号
債務者　大富　博美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４４１号
広島県安芸郡海田町国信２丁目13番20―７号
債務者　岡本　哲博
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４４６号
広島市西区南観音１丁目４番22―101号
債務者　濱本ミツヱ
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７３０号
高知市大川筋１丁目６番21号
債務者　杉野　耕市
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５０号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目11番20号ステップイン金満603号
債務者　平井　省子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４９９号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目14番11号
債務者　小玉　敬太
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係